

新規学校卒業者初任給情報 [令和8年3月卒業者]

千葉県労働局
月額(単位:千円)

産業・職業・規模別		学歴別	中 学	高 校	短 大	大 学
合 計			184	222	236	260
産 業 別	農業、林業、漁業		－	224	* 221	233
	鉱業、採石業、砂利採取業		－	212	* 255	* 252
	建設業	*	180	237	236	272
	製造業	*	175	223	238	262
	電気・ガス・熱供給・水道業		－	238	* 270	284
	情報通信業		－	* 224	227	250
	運輸業、郵便業		－	226	235	256
	卸売業、小売業		－	215	223	248
	金融業、保険業		－	222	229	270
	不動産業、物品賃貸業		－	221	235	267
	学術研究、専門・技術サービス業	*	206	218	234	262
	宿泊業、飲食サービス業		－	220	229	235
	生活関連サービス業、娯楽業		－	220	238	246
	教育、学習支援業		－	216	247	265
	医療、福祉	*	200	213	244	264
	複合サービス事業		－	207	* 216	236
	サービス業(他に分類されないもの)	*	180	226	243	260
	公務(他に分類されるものを除く)、その他		－	* 226	* 233	* 253
職 業 別	専門的・技術的職業	*	193	222	243	265
	管理的職業		－	* 218	* 241	291
	事務的職業	*	206	221	226	262
	販売の職業		－	217	224	252
	サービスの職業	*	185	216	236	250
	保安の職業		－	238	* 253	245
	農林漁業の職業		－	223	* 228	230
	運輸・通信の職業	*	180	226	233	253
	生産工程・労務の職業	*	175	226	239	259
規 模 別	29人以下	*	183	222	237	251
	30人～99人	*	190	220	241	256
	100人～299人		－	221	238	256
	300人以上		－	224	232	262
対 象 人 員			10	2,418	1,777	5,855

(注) 賃金欄の「*」は対象人員が10人未満であることを、また「－」は対象者がいないことを表しています。
令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分